

平成31年度から適用される個人町・県民税の主な改正点について

働きたい方が就業調整を意識しなくて済むよう、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられるなど配偶者控除および配偶者特別控除の条件と控除額が見直されました。

この改正は、平成31年度(平成30年分の所得)から適用されます。

■配偶者控除の改正について

担税力の調整を行うため納税義務者(扶養する方)に所得制限が設けられました。

《改正前》

配偶者の合計所得金額38万円以下	納税者本人の所得制限なし
一般の配偶者	33万円
老人控除対象配偶者(70歳以上の配偶者)	38万円

《改正後》

配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	—
老人控除対象配偶者 (70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円	—

※()内は給与収入金額

■配偶者特別控除の改正について

控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に引き上げられました。

また、配偶者控除と同様に納税義務者(扶養する方)の所得制限が設けられました。

《改正前》

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下
38万円超 45万円未満 (103万円超 110万円未満)	33万円
45万円以上50万円 (110万円以上115万円)	31万円
50万円 〃 55万円 (115万円 〃 120万円)	26万円
55万円 〃 60万円 (120万円 〃 125万円)	21万円
60万円 〃 65万円 (125万円 〃 130万円)	16万円
65万円 〃 70万円 (130万円 〃 135万円)	11万円
70万円 〃 75万円 (135万円 〃 140万円)	6万円
75万円 〃 76万円 (140万円 〃 141万円)	3万円
76万円以上 (141万円以上)	0円



《改正後》

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
38万円超 90万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
90万円 〃 95万円 (155万円 〃 160万円)	31万円	21万円	11万円
95万円 〃 100万円 (160万円超166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円
100万円 〃 105万円 (166万8千円以上175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円
105万円 〃 110万円 (175万2千円 〃 183万2千円)	16万円	11万円	6万円
110万円 〃 115万円 (183万2千円 〃 190万4千円)	11万円	8万円	4万円
115万円 〃 120万円 (190万4千円 〃 197万2千円)	6万円	4万円	2万円
120万円 〃 123万円 (197万2千円 〃 201万6千円)	3万円	2万円	1万円
123万円超 (201万6千円以上)	0円	0円	0円

※()内は給与収入金額

申告に必要な書類が届く時期です

年末が近づいてくると、申告に必要な書類(控除証明書)等が送られてきますので、大切に保管しましょう。申告に関する相談会、国税庁のホームページを活用するなど申告に向けて早めに準備することが肝心です。



年末調整や確定申告に必要な書類

■国民年金保険料控除証明書

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町県民税などの社会保険料控除の対象となりますが、1年間に納付(納付見込みを含む)した保険料を証明する書類の添付が必要です。

11月中旬に日本年金機構から、はがきの『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されます。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

●佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

■所得控除に必要な証明書

所得控除に必要な支払い証明書が保険会社から送付されます。

- ・新(旧)生命保険や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険の1年間に支払った保険料の証明書
- ・損害保険契約等について、1年間に支払った地震等損害部分の保険料の証明書

■源泉徴収票

源泉徴収票とは給与・年金額、源泉所得税額が記載された書類です。年金機構や勤務先から送付されます。

■本人確認書類

申告書にはマイナンバーの記載が必須になり、納税者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。また、納税者本人のマイナンバー以外にも控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者についても記載が必要です。本人確認書類の添付は不要ですが、納税者がマイナンバーを確認して記載してください。

〈納税者の本人確認書類〉

個人番号カードをお持ちの方

- ・個人番号カードのみ



個人番号カードをお持ちでない方

- ・通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票
または住民票記載事項証明書
などのうちいずれか1つ
- ・運転免許証などの写真付き
身分証明書
- ・公的医療保険の被保険者証
などのうちいずれか1つ

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

税理士による無料相談

■千葉県税理士会佐原支部による「税の無料相談会」

とき●11月12日(月)・13日(火) 午前10時～午後3時

ところ●ショッピングモールサワラシティ 1階特設会場(香取市佐原ホ 1236)

お問合せ●佐原税務署 ☎ 0478-54-1331

